

目標管理型行政運営システム実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号。以下「条例」という。）の趣旨を踏まえ、「PDCAサイクルに基づく成果志向の行財政運営基本システム導入基本計画」（平成19年3月30日付け行革第854号総務部長通知）における目標管理型行政運営システムの実施に関し必要な事項を定めるものである。

第2 実施機関

目標管理型行政運営システムを実施する機関は、北海道部設置条例（昭和27年北海道条例第91号）により設置された部、企業局、道立病院局、教育庁及び警察本部（以下「部等」という。）とする。

第3 目標管理の対象及び単位

目標管理型行政運営システムは、北海道総合計画（以下「総合計画」という。）の施策推進体系に沿った施策を対象に実施するものとし、当該施策の目標の達成に資する事務事業と併せて部等ごとに運用するものとする。

第4 目標等の設定

総合計画の施策推進体系に沿った目標管理型の行政運営とするため、次のとおり目標等を設定する。

1 施策の目標及び取組内容の設定

部等の長は、年度当初に4月1日を基準日として、所管する施策の目標を設定するものとし、併せて、受益者（道民など地域住民）の観点から捉えた具体的な効果や効用を基準とする行政活動の成果を客観的に測るための定量的な指標（以下「成果指標」という。）を設定するものとする。ただし、施策の目的や目標の性質等により、成果指標を設定することができない場合はこの限りではない。

また、各施策における道や関係機関等の役割を明らかにした上で、施策の目標の達成に向けて部等が行う取組内容を設定するものとする。

2 事務事業の設定

部等の長は、毎年度、施策ごとに設定した目標の達成に資する事務事業について、事務事業ごとの業務内容及び事業費等に関する情報を明らかにするものとする。

第5 目標達成状況の評価等

施策の目標等の達成状況や事務事業の取組状況等の評価、並びに評価結果の予算の編成及び執行、組織及び機構の整備並びに総合計画への推進管理等への反映については、条例第4条の規定に基づき知事が定める政策評価基本方針、並びに同第5条の規定に基づき実施機関が定める実施方針及び同第8条第2項の規定に基づき知事が定める事項に基づき、行うものとする。

第6 目標等の変更

部等の長は、社会経済情勢の変化等を踏まえ、年度当初に設定した施策の目標等の内容を変更することができるものとする。

第7 目標等の公表

総合政策部長は、部等の長が施策の目標等又は当該施策の目標の達成に資する事務事業を設定又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、目標管理型行政運営システムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月20日から施行する。